

飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けている事業者のみなさまへ

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金 (2021年7～9月分)

申請要領

埼玉県産業労働部

【申請受付期間】

電子申請：2021年9月30日(木)～2022年1月28日(金)

郵送：2021年9月21日(火)～2022年1月28日(金)

【申請・相談窓口】

埼玉県中小企業等支援相談窓口

(埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金 事務局)

電話 0570-000-678

(平日 午前9時～午後9時、土日祝日 午前9時～午後6時)

I 事業の概要

1 目的

2021年7月、8月、9月に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴い、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けた事業者に対して、埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金(2021年7～9月分)(以下、「協力支援金」という。)を給付することにより、経営上の影響を受けている県内の事業者を支援します。

2 対象者

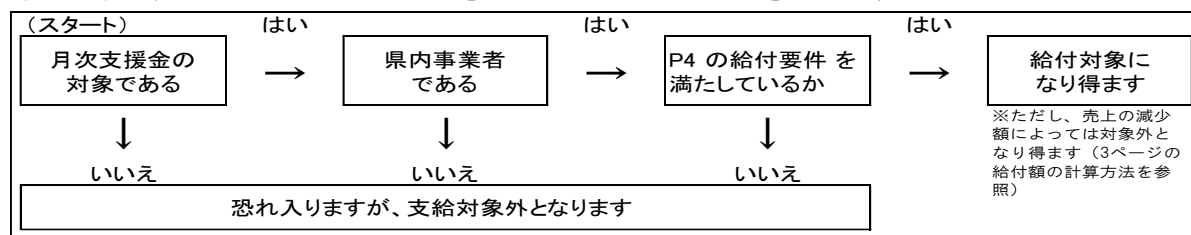
2021年7月、8月、9月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少し、国の月次支援金(※)を受給している事業者。

(給付要件は、4ページの「II 給付要件」を参照してください。)

協力支援金は店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で給付します。

【簡易確認フロー】

① 「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けている事業者



② 「酒類の提供自粛等による影響」を受けている酒類販売事業者等

⇒ 別に申請受付をしている「埼玉県酒類販売事業者等協力支援金」の受給対象に該当する可能性があります。別途確認をお願いします。

(埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金)

※月次支援金について

経済産業省ホームページから引用

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

(1) 概要

2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けて、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の事業継続及び立て直しを支援。

(2) 給付額

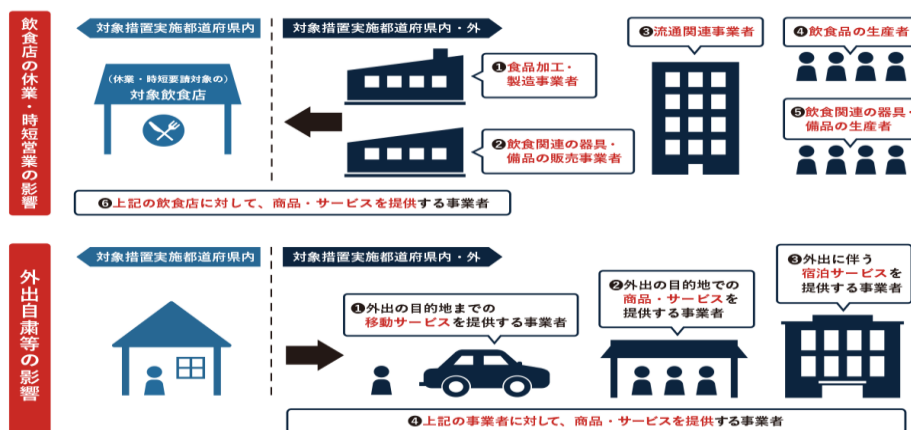
- 給付額 2019年又は2020年の基準月*1の売上－2021年の対象月*2の売上
- 給付上限額 中小法人等 上限20万円/月、個人事業者等 上限10万円/月

*1 2019年又は2020年における対象月と同じ月
 *2 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月

(3) 給付対象

次の①と②を満たせば、**業種／地域を問わず給付対象**となり得る。

- ① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること



※対象措置は緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を指します。

(4) 給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、商品・サービスを提供する全国の事業者	左記事業者と取引がある全国の事業者 (他者を経由して左記事業者の商品・サービスを提供している事業者を含む)
1 日常的に訪れるお店 アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など	6 経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者
2 教育関連の事業者 学習塾、スポーツの習い事など	7 システム開発などのITサービスを提供する事業者
3 医療・福祉関連の事業者 病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など	8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者
4 文化・娯楽関連の事業者 スポーツ施設、劇場、博物館など	9 飲料や食料品の卸売を行っている事業者
5 旅行関連の事業者 ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど	10 農業や漁業を営んでいる事業者

※月次支援金は、地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外となります。

申請に当たっては、事前にホームページ等で、給付対象や要件等の確認をお願いします。

(1) 給付金額

対象月*¹の売上減少額から国の月次支援金を控除した額（※算定は単月ごと）

(2) 給付上限額

事業者の事業形態に応じて、以下の金額を上限に給付します。

中小法人等	個人事業者等
5万円/月	2万5千円/月

(3) 給付回数

1事業者につき1回限り（原則、3か月分をまとめて申請・給付）とします。

ただし、7～9月分を分けて申請していただくことも可能です。（申請書類は都度すべて提出していただきます。）

* 1 対象月

2021年7月、8月、9月のうち、「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けて、基準月*²と比較して、売上が50%以上減少した月

* 2 基準月

2019年又は2020年における対象月と同じ月

(給付額の計算方法)

【中小法人等の場合】

- ① 2021年7月、8月、9月の各月の売上(B)を2019年又は2020年の同月の売上(A)を基準として、売上減少額(C)と売上減少率(D)を求める。（売上減少率は1%未満切り捨て）
- ② 売上減少額(C)から国の月次支援金の給付額(E)を控除した計算額(F)を求める。
- ③ 計算額(F)について、売上減少率(D)が50%以上の場合は、5万円を上限として県給付額(G)を決定する。（県給付額(G)は千円未満切り捨て）

(2020年及び2021年の売上が以下の場合の計算例（単位：万円）)

2020年	7月	8月	9月	2021年	7月	8月	9月
	75	45	55		40	22	20

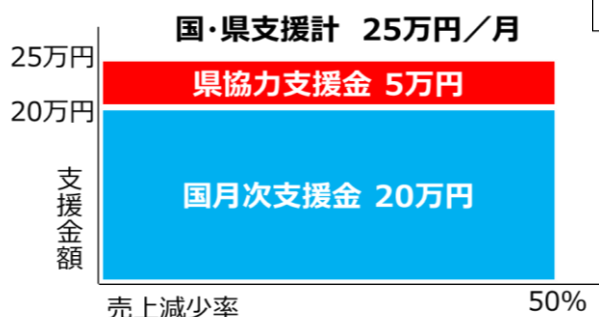
対象月	7月	8月	9月
A: 基準月の売上	75	45	55
B: 対象月の売上	40	22	20
C: 売上減少額 (=A-B)	35	23	35
D: 売上減少率 (=C/A)	46%	51%	63%
E: 国の月次支援金の給付額	0	20	20
F: 計算額 (=C-E)	35	3	15
G: 県給付額	対象外	3	5

※ E: 国の月次支援金を満額（中小法人等：20万円/月、個人事業者等：10万円/月）
受給されていない場合は、本協力支援金の給付対象外となります。

【個人事業者等の場合】

- ① 中小法人等の場合と同様に計算額(F)を求める。
- ② 計算額(F)について、売上減少率(D)が50%以上の場合は、2万5千円を上限として県給付額(G)を決定する。(県給付額(G)は千円未満切り捨て)

【給付上限額】



II 給付要件

本協力支援金の給付要件は、次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 埼玉県内に本店・住所を有する中小法人等又は個人事業者等であること。
ただし、中小法人等については、次の①②のいずれかを満たすこと。

- ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- ②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

また、個人事業者等は、フリーランスや主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等が含まれます。

- (2) 国の月次支援金の給付(満額[※])を受けていること。

※中小法人等：上限20万円/月、個人事業者等：上限10万円/月

- (3) 2021年4月1日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること。
- (4) 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金等の受給者ではないこと(予定を含む)。
- (5) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人ではないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者ではないこと。
- (7) 政治団体、宗教上の組織又は団体ではないこと。
- (8) 2021年7月1日から2021年9月30日までの間に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (9) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力(以下、「暴力団等」という。)に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (10) その他誓約事項に同意すること。

(埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金)

Ⅲ 申請手続等

1 申請受付期間

電子申請：2021年9月30日(木)から2022年1月28日(金)まで

郵送：2021年9月21日(火)から2022年1月28日(金)まで

2 申請方法

(1) 電子申請の場合 **※電子申請を原則とします。**

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金申請フォームから申請してください。

「埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/gaishutsu-shienkin7-9.html>

※2022年1月28日(金) 23時59分までに送信を完了してください。

(2) 郵送の場合【電子申請ができない場合のみ】

申請書類を簡易書留・レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で、次の宛先に郵送してください。なお、郵便事故があった場合の責任は負いません。

※2022年1月28日(金)の消印有効です。

〔送付先〕〒332-8799

埼玉県川口市本町2-2-1 川口郵便局局留

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金事務局 宛

3 本協力支援金の申請書類の入手方法

(1) 埼玉県ホームページからダウンロード

「埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/gaishutsu-shienkin7-9.html>

(2) お近くの配布機関での受取

- ・埼玉県庁県民案内室（本庁舎1階東側）
- ・埼玉県庁産業支援課（本庁舎4階南側）
- ・県内の各市役所、各町村役場、さいたま市の各区役所
- ・県内の各地域振興センター
- ・県内の各商工会議所及び商工会

4 申請書類

下表の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

◆提出が必要な書類一覧

1	埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金 給付申請書（様式第1号）
2	本人確認書類【個人事業者等のみ】 以下のいずれかの書類のコピー又は写真（住所の確認ができるもの） 運転免許証（両面）、マイナンバーカード（オモテ面）、 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面）、在留カード、特別永住者証明書、 外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、 住民票及びパスポート、住民票及び各種健康保険証

（埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金）

3	<p>協力支援金の振込先の金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳等のコピー又は写真</p> <p>※通帳を開いた1・2ページ目のコピー又は写真を添付してください。</p> <p>※紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。</p>
4	<p>売上が確認できる書類のコピー又は写真</p> <p>※書類には年月の記載及び合計額にマーカー等で印を付ける等の対応を行ってください。</p> <p>【基準月】確定申告書類</p> <p>（中小法人等の場合） ・ 法人税の確定申告書別表一の控え ・ 法人税の事業概況説明書の控え（両面）</p> <p>（個人事業者等の場合） ・ 所得税の確定申告書第一表の控え ・ 所得税青色申告決算書（2枚）（青色申告の場合に限る）</p> <p>※確定申告書は基準月が含まれているものがが必要です。 ※確定申告書第一表の控えには収受印が押印（税務署で e-Tax で申告した場合は、受付日時が印字）されていること、自宅から e-Tax で申告した場合は受信通知（メール詳細）の添付が必要です。 ※提出いただく確定申告書の受付日以降に法人の情報が変更されている場合は、法人の履歴事項全部証明書を併せて提出してください。</p> <p>【対象月】帳簿書類、売上台帳等</p> <p>※基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されているものを提出してください。 ※形式の指定はありません。</p>
5	<p>国の月次支援金の給付が確認できる書類（以下(1)又は(2)のどちらか）</p> <p>(1) 月次支援金の給付通知書（月次支援金の振込みのお知らせ）のコピー又は写真</p> <p>(2) 以下の①及び②を合わせて提出</p> <p>① 月次支援金マイページ上における給付が完了したことが確認できる画面（申請番号、申請対象月、メールアドレス、電話番号、ステータス「振込手続き完了」又は「振込手続き中」が分かる部分）のコピー又は写真</p> <p>② 月次支援金の入金を確認できる通帳（通帳を開いた1・2ページ目及び月次支援金の振込を確認できるページ）のコピー又は写真</p> <p>※(2)の場合、後日審査において確認のため連絡する場合がございます。</p>

【重要】個人事業者等における青色申告と白色申告の基準とする年（2019年又は2020年）の売上

1 個人事業者等（青色申告）の売上確認方法

「青色申告決算書」において月別の売上確認を行います。

2 個人事業者等（白色申告）の売上確認方法

「所得税の確定申告書第一表の控え」にて売上確認を行います。月別の事業収入ではなく、「年間の個人事業収入÷12」により算出した額が7～9月の基準額となります。

※ 中小法人等は、「法人事業概況説明書」にて月別の売上確認を行います。

5 本協力支援金に関する問合せ先

埼玉県中小企業等支援相談窓口（埼玉県外出自肅等関連事業者協力支援金 事務局）
電話 0570-000-678

6 申請書類の審査及び補正

電子申請又は郵送で受け付けた申請書類について、記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査します。

(1) 書類の誤りや不足等があったときの補正

ア 電子申請で受け付けた場合、メールにてお知らせします。電子申請ポータルサイトにて記載事項の訂正や添付書類の訂正・追加を行い、当初申請内容の修正をお願いします。

イ 郵送で受け付けた場合は、書類の誤りや不足等を記載した「補正依頼書」と該当書類を返送します。該当書類を訂正・追加の上、必ず「補正依頼書」と一緒に返送してください。

(2) 軽微な補正事項の場合は、事務局から電話にて内容確認をさせていただく場合があります。日中連絡の取れる連絡先を必ず申請書に記載してください。

7 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力支援金を給付します。

8 通知

(1) 申請書類の審査の結果、本協力支援金を給付する旨の決定をしたときは、後日、給付に関する通知をメール又は郵送で送付いたします。

(2) 申請書類の審査の結果、給付要件に該当しないなどの理由で本協力支援金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不給付に関する通知を発送いたします。

IV 注意事項

(1) 本協力支援金給付の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付決定を取り消します。この場合、受け取った協力支援金は返還していただくとともに、協力支援金と同額の違約金の支払いを求めています。

(2) 本協力支援金の給付に必要な場合は、対象事業に係る関係書類に関する検査又は報告を求めています。また、検査又は報告の結果、本協力支援金の給付に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めています。

(3) 国の月次支援金では申請者が給付要件を満たさないおそれがある場合に、保存書類の提出を求める等の調査を行うとされています。埼玉県においても、国と同様の調査を行う可能性があります。

(4) 本協力支援金の申請書及び提出書類の記載内容や給付又は不給付の結果に関する情報は、国及び本店・住所の所在地の自治体に提供することがあります。

(5) 国の月次支援金において、不正受給等により返還となった場合、本協力支援金につきましても速やかに返還していただくこととなります。

協力支援金の不正受給は犯罪です。

- 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付決定を取り消します。
- この場合、受け取った協力支援金は返還していただきます。
- 加えて、協力支援金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。
- 本協力支援金の給付に必要な場合は、対象事業に係る関係書類の検査又は報告を求めることがあります。
- 軽い気持ちで行ったとしても**重大な犯罪**です（例：詐欺罪 10年以下の懲役）。
- 以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。
 - ✓ 緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域等において、休業・時短営業要請に応じた飲食店との直接・間接の取引や外出自粛等の要請に応じた個人顧客との直接的な取引がないにも関わらず、取引があるかのように見せかける。
 - ✓ 売上計上基準の変更及び顧客との取引時期の調整を行うなど、対象月の売上減少を多く見せかける。
 - ✓ 既に廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける。



埼 玉 県
埼玉県警察本部

